

平成26年度さいたま市用地先行取得事業
特別会計予算

平成26年度さいたま市用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ934,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		802,298
	1 一般会計繰入金	802,298
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 預金利子	1
4 市債		131,700
	1 市債	131,700
歳入合計		934,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		131,797
	1 事業費	131,797
2 公債費		802,203
	1 公債費	802,203
歳 出 合 計		934,000

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公 共 用 地 取 得 業 公 事	131,700	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 年度における利 率とする。)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借換え することができる。